

宿泊施設インバウンド対応支援事業
「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」
交付要綱のポイント

事業概要

- ① 複数の宿泊事業者（5以上）が協議会（団体）を設立
- ② 協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定し、国土交通大臣に当該計画の認定を申請
- ③ 国土交通大臣が有識者委員会の意見を聴いて計画を認定、補助金の交付を決定

<訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画>

協議会が現状を分析し、それらを踏まえた取組、目標（外客宿泊者数、平均稼働率）等を計画

<補助率>

1／3（上限額100万円／1事業者）

<フォローアップ>

下記事項を定期的に国土交通大臣に報告（2年間）

- ・ 団 体：計画の実施状況（1年毎）
- ・ 宿泊事業者：外客宿泊者数、客室稼働率（毎月）

補助対象事業（例）

- ・ 館内共用部のWi-Fi整備
- ・ 館内共用部のトイレの洋式化
- ・ 自社サイトの多言語化
- ・ 館内共用部のテレビの国際放送設備の整備
- ・ 館内共用部の案内表示の多言語化
- ・ 館内共用部の段差解消 等

※ 客室部分の整備は今回の補助対象外

その他

過去に観光庁「宿泊施設インバウンド対応支援事業」の補助金の交付を受けた実績がある者は、今回の補助対象外